

大分類	共通（法令・通達）	中分類	情報通信類	名 称 (小分類)	課税第一情報	保存期間 (満了日)	暦 3 年 (令和 9 年12月末)
-----	-----------	-----	-------	--------------	--------	---------------	-----------------------

配付基準	全職員
------	-----

課税第一情報	令和 6 年12月 6 日 第 28 号	審 理 課
--------	-------------------------	-------

調査及び審理に役立つ裁決情報（令和 6 年 7 月～ 9 月分）

標題のことについて、別添のとおり取りまとめたので、執務の参考として活用願います。

国 税 庁 の 組 織 理 念
行 動 規 範

使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

目次

通則法関係

No.	裁 決 日 (裁 決 番 号)	関係法令等	概 要	頁
通 ①	6.7.5 [REDACTED]	通法23① 通令6②	譲渡所得の金額の計算において、概算取得費から実額取得費を適用とした更正の請求をする場合には、実額取得費が概算取得費を上回ることの立証は、請求人においてすべきであると判断された事例	1～2

消費税関係

No.	裁 決 日 (裁 決 番 号)	関係法令等	概 要	頁
消 ①	6.7.24 [REDACTED]	消法8①、30⑦	請求人が経営する輸出物品販売場において時計を譲渡（販売）した取引は、免税売上げには当たらず、また、時計の仕入れは、帳簿に記載された者が真実の仕入先ではないとして、仕入税額控除を適用できないと判断された事例	3～5

相続税関係

No.	裁 決 日 (裁 決 番 号)	関係法令等	概 要	頁
相 ①	6.8.29 [REDACTED]	相法2①	被相続人名義の預金について、過去に贈与を受けた財産であると主張するも、当該被相続人名義の預金は、相続財産であると判断された事例	6～7
相 ②	6.9.6 [REDACTED]	相法13①	請求人が使用貸借により使用していた被相続人所有の土地に係る固定資産税を支払っていた場合、当該固定資産税相当額は、被相続人の請求人に対する立替金返還債務に当たらず、相続税の債務控除の対象とはならないと判断された事例	8～9

通①令和6年7月5日裁決 [REDACTED] 棄却

譲渡所得の金額の計算において、概算取得費ではなく実額取得費を適用とした更正の請求をする場合には、実額取得費が概算取得費を上回ることの立証は、請求人においてすべきであると判断された事例

事案の概要

請求人が、相続により取得した土地建物（以下「本件土地建物」という。）の譲渡に係る分離長期譲渡所得の金額の計算上、当該譲渡に係る収入金額の100分の5に相当する金額（以下「概算取得費」という。）を本件土地建物の取得費として令和X年分の所得税等の確定申告をした後、請求人の夫が、生前に被相続人から聞いた本件土地建物の購入価額を基に計算した金額を本件土地建物の取得費として計算すべきであるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、上記の金額については証明する書類の提出がないから本件土地建物の取得費とすることはできないとして更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたのに対し、請求人がその処分の全部の取消しを求めた事案である。



証拠はないけど、税務署が
調べてくれるでしょ？

確定申告書の誤りを是正するための
更正の請求においては、その誤りにつ
いての立証責任は更正の請求を行った
請求人にある！

**審判所の判断****1 法令解釈**

通則法は、その申告内容に過誤があることを理由として更正の請求をし得る場合を限定的に列挙し、また、その手続上、請求者において、更正の請求書に、その請求に係る更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額その他参考となるべき事項を記載すべきものとし、請求の理由が課税標準たる所得が過大であることその他その理由の基礎となる事実が、一定期間の取引に関するものであるときは、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければならないとし、一定期間の取引に関するもの以外のものである場合において、その事実を証明する書類があるときもまた同様とするとして、請求者側でまずその過誤の存在を明らかにすることを要求している。

2 判断

相続により資産を取得した者が当該資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなされるから、請求人は、被相続人が本件土地建物の取得に要した金額などの実額取得費を引き継ぐことになる。この点、土地等又は建物等の取得費は、実額取得費が不明である場合等には概算取得費をもって当該土地等又は建物等の取得費とすることが相当

と認められるところ、請求人は、当初申告において、本件土地建物の取得に関する資料を有しておらず、実額取得費を明らかにすることができなかったのであるから、概算取得費を用いるのが相当である。

そして、上記1のとおり、更正の請求をしようとする者は、その申告内容が真実に反するものであることの立証をしなければならないところ、請求人は、請求人の夫が、被相続人から、本件土地建物は10,000,000円で購入したものであると聞いていた旨を主張するのみで、当該主張の裏付けとなる資料を提出しておらず、請求人において主張に係る事実を立証したものとは認められない。

したがって、請求人のした更正の請求は、納付すべき税額が過大であるとして、通則法第23条第1項第1号の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる場合に該当しない。

他方、請求人は、本件土地建物の概算取得費が実態からかけ離れており、原処分庁において、本件土地建物の購入先に対して調査を実施して実額取得費を認定し、又は、被相続人の購入当時の路線価を調べて実額取得費を推定して、本件土地建物の取得費を確認すべきである旨主張する。

しかしながら、納税者である請求人が自らの判断と責任において確定申告を行った以上、更正の請求に係る立証責任を負うのは納税者側であり、実額取得費が不明である場合に、概算取得費を取得費として認めるという取扱い（措基通31の4-1）は、納税者の利益に配慮したものである。

したがって、本件土地建物の実額取得費が概算取得費を上回ることの立証は請求人においてすべきであるから、請求人の主張には理由がない。



更正の請求に係る立証責任を負うのは納税者側である。
本件土地建物の実額取得費が概算取得費を上回ることの立証は請求人においてすべきである。



ポイント

審判所は、法令解釈において、更正の請求は、申告内容の過誤から生じる納税者の不利益を救済するため、租税行政の法的安定の要請を一定の要件の下に制限する趣旨のものと考えられ、自ら計上記載した申告内容の更正を請求する納税者側において、その申告内容が真実に反するものであることの立証をすべきであり、かかる立証がされない限り、申告に係る所得金額をもって正当なものと認めるのが相当であると判断しました。

更正の請求を処理するに当たっては、制度趣旨を理解し、立証責任を負うのは納税者側であることを念頭に置いて行うことが重要です。

消①

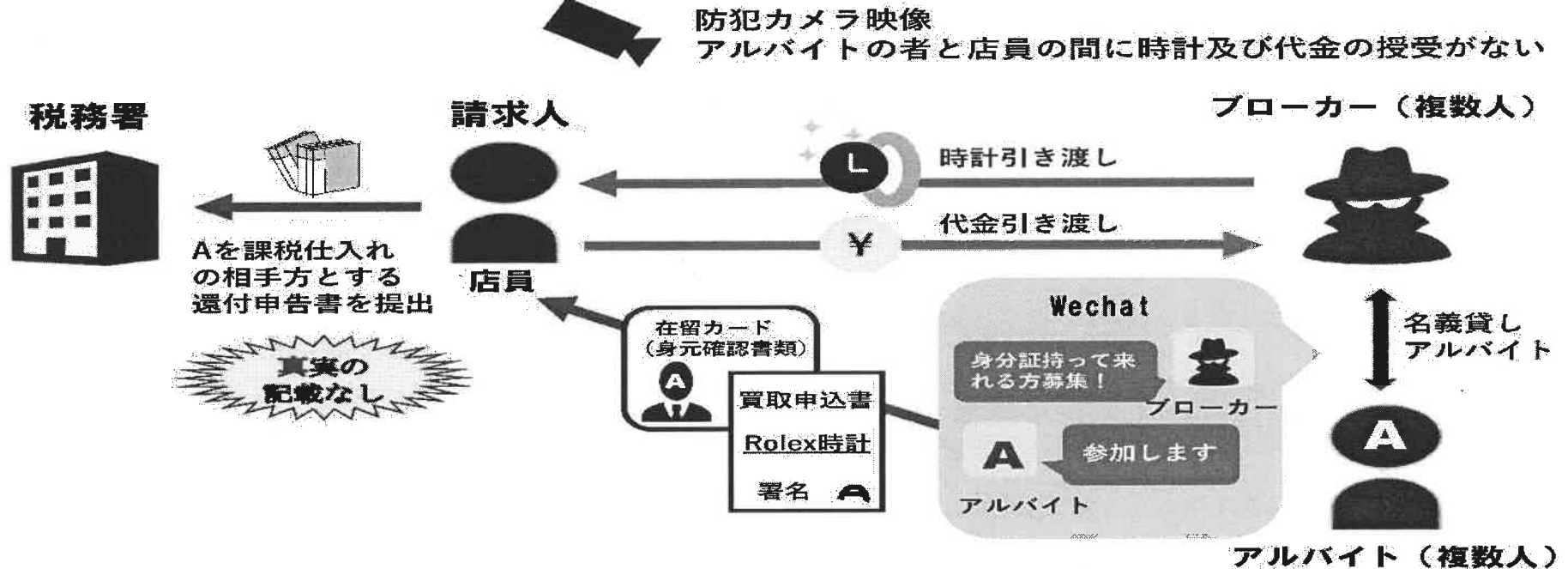
令和6年7月24日裁決

棄却

請求人が経営する輸出物品販売場において時計を譲渡（販売）した取引は、免税売上げには当たらず、また、時計の仕入れは、帳簿に記載された者が真実の仕入先ではないとして、仕入税額控除を適用できないと判断された事例

事案の概要

本件は、請求人が、①輸出物品販売場において、非居住者に対する輸出物品であるとする時計を譲渡（以下「本件譲渡」という。）したとして、本件譲渡について消費税が免除され、また、②複数人の者からした時計の仕入れ（以下「本件各仕入れ」という。）について仕入税額控除が適用されるとして、消費税等の還付申告をしたところ、原処分庁が、①本件譲渡は消費税等が免除される譲渡には該当せず、また、②本件各仕入れについて、帳簿等に記載された者は真実の仕入先ではなく仕入税額控除を適用できないとして、消費税等の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、①免税売上げについて、購入者が提示した旅券により非居住者であることを確認していること、②課税仕入れについて、仕入れの事実を証する書類である買取申込書（以下「本件各買取申込書」という。）に記載された者（以下「本件各買取申込者」という。）が調査担当者に対してした「自分が所有していた時計を売却したのではない。」という申述は信用できない等として、原処分の一部取消しを求めた事案である。



審判所の判断

1 本件譲渡は消費税法に規定する免税譲渡に該当するか否か。

(1) 法令解釈

消費税法第8条第1項は、輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者に対し、政令で規定する物品で輸出するため政令で規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合には、当該物品の譲渡（免税譲渡）については、一定の要件の下で消費税を免除することとしている。

そして、旧消費税法施行令第18条第2項第1号は、消費税法第8条第1項に規定する政令で規定する方法の一つとして、非居住者が、「その所持する旅券等」を事業者に提示することなどを規定しているところ、その趣旨は、非居住者が輸出するために購入する物品のみが消費税の免税の対象となることを担保しようとしたことにある。

上記の旧消費税法施行令第18条第2項第1号の趣旨からすれば、同号の「その所持する旅券等」とは、輸出物品販売場で物品を購入した非居住者自身の旅券等であることが当然に要求されていると解するべきである。



(2) 判断

請求人において保存されている証ひょう類によると、請求人がAに対して本件譲渡を行ったのは令和X年10月中旬とされる。

しかしながら、Aは、令和X-2年に日本を出国して以降、少なくとも令和X年11月（税務調査開始月）までの間、日本に入国していないことから、Aが令和X年10月中旬に請求人の経営する輸出物品販売場において、時計を購入することはできず、本件譲渡の相手方は、Aとは別の者であることが認められる。

そうすると、本件譲渡は、本件譲渡の真実の相手方が、自身の旅券ではなく別人であるAの旅券を請求人に提示して行った譲渡である。したがって、本件譲渡は、消費税法施行令第18条第2項に規定する方法（非居住者が「その所持する旅券等」を事業者に提示すること）により購入されるものの譲渡には該当しないことから、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当しない。



2 総勘定元帳等の帳簿書類に記載された仕入先は真実の仕入先と認められるか否か。

(1) 法令解釈

事業者が消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存していない場合には同条第1項の規定が適用されないことになるが、このような法的不利益が特に定められたのは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税において適正な税収を確保するには、当該帳簿等という確実な資料を保存させることが必要不可欠であると判断されたためである。

また、同条第8項第1号イは、帳簿の記載事項として課税仕入れの相手方の氏名又は名称を掲げ、また、同条第9項第1号イは、請求書等の記載事項として書類の作成者の氏名又は名称を掲げており、上記のような同条第7項の規定の趣旨からすれば、当該記載は真実の記載であることが当然に要求されているというべきであり、事業者がその要件を具備した帳簿等を保存していない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について同条第1項の規定を適用して仕入税額控除をすることはできないと解するのが相当である。

(2) 判断

次の事実から、請求人に時計を売却したのは本件各買取申込者でなく、本件各買取申込書に記載された氏名は、いずれも真実の仕入先の氏名ではないと認められることから、本件各買取申込書に基づいて作成された本件帳簿に記載された仕入先の氏名も、真実の仕入

先の氏名ではないと認められる。

イ 本件各買取申込者の内半数の者は、WeChatに本件各買取申込書に本件各買取申込者の個人情報を記入して署名（以下「本件署名等」という。）をすることにより対価を得るアルバイトの募集に応募し、署名を行った旨申述していること。

ロ 本件各買取申込者の内2割程度の者は、本件署名等を行うアルバイトに応募したことがうかがえるWeChatの履歴の写しを提出していること。

ハ 本件各買取申込者の内数人は、自分の収入では本件各買取申込書に記載されている時計を購入することはできず、当該時計を売却した事実はなく、売却代金も受け取っていない旨の申述をしていること。

ニ 請求人が経営する輸出物品販売場の店舗の防犯カメラ映像によると、本件各買取申込者の内数人は、当該店舗に2人で来店し、買取申込みを行っているところ、1人が店員に対し本人確認書類を提示して本件各買取申込書に記入し、もう1人の同行者が店員と時計や現金をやり取りしており、その場合の当該店舗での滞在時間は3分から6分程度までであること。

上記イないしニ及びその他の証拠等から、本件各買取申込者は、自身が時計を売却したかのように装って、本人確認書類を店員に提示し、買取申込書に個人情報を記入して署名をするといういわゆる名義貸しをしたか、又は少なくとも自身が時計を売却したものではないといえる。したがって、当該店舗において、請求人に時計を売却したのは、本件各買取申込者ではないと認められる。

3 まとめ

以上のとおり、本件譲渡は、消費税法第8条第1項に規定する免税譲渡に該当しないから、本件譲渡について、同項の規定は適用されず、また、本件各仕入れは、消費税法第30条第7項に規定する帳簿等を保存しない場合に該当することから、本件各仕入れについて、仕入税額控除を適用することはできない。



・本件譲渡は、本件譲渡の真実の相手方が、自身の旅券ではなく別人であるAの旅券を請求人に提示して行った譲渡であり、消費税法に規定する免税譲渡に該当しない。

・輸出物品販売場の店舗において、請求人に時計を売却したのは、本件各買取申込者ではないことから、本件帳簿に記載された仕入先の氏名は、真実の仕入先の氏名とは認められない。



ポイント

消費税の不正還付事案では、

調査の際には、このような基本的調査をしっかりと行うことが非常に重要です。

相①

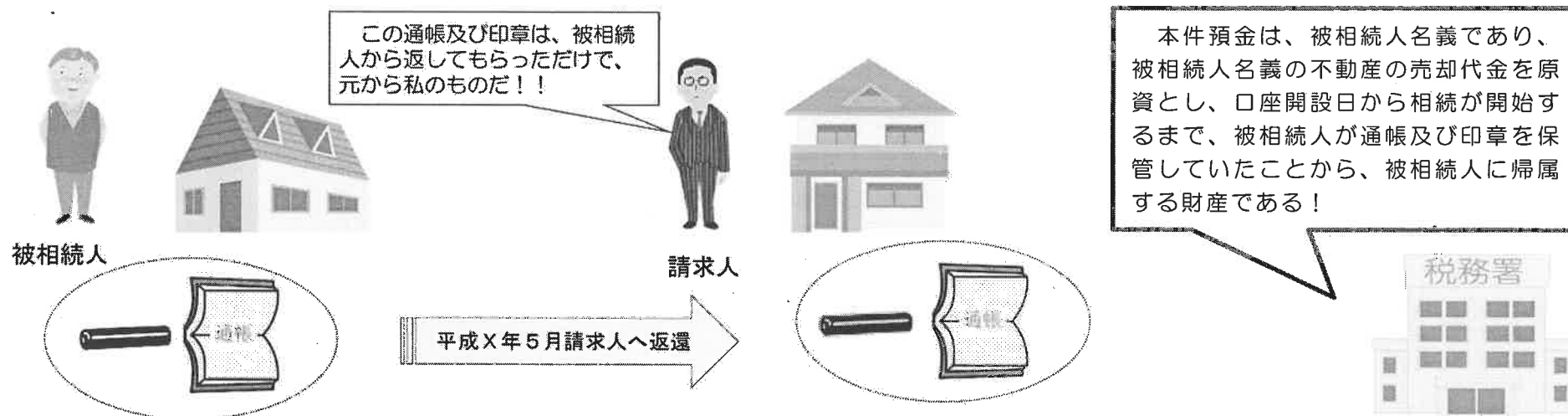
令和 6 年 8 月 29 日 裁決

棄却

被相続人名義の預金について、過去に贈与を受けた財産であると主張するも、当該被相続人名義の預金は、相続財産であると判断された事例

事案の概要

原処分庁が、請求人に対し、請求人の相続税の申告において、被相続人名義の預金について、相続人財産として申告されていないものがあることなどを理由として、相続税の更正処分等をしたところ、請求人が、当該被相続人名義の預金（以下「本件預金」という。）は相続により取得した財産ではないとして、当該更正処分等の一部の取消しを求めた事案である。

**審判所の判断****1 法令解釈**

相続税法第2条第1項は、同法第1条の3第1項第1号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する旨規定している。

また、預貯金は、通常その名義人に帰属するが、その帰属を認定するに当たっては、単に名義人が誰であるかという形式的事実のみにより判断するのではなく、その原資となった金員の出捐者、その管理及び運用状況を総合的に勘案して判断するのが相当である。

2 判断

本件預金の原資は、被相続人名義の不動産の売却代金の一部より作られた被相続人名義の定期預金から振り替えられた金員である。

相続税申告書に記載されている預貯金等（以下「本件預貯金等」という。）の届出印の印影は、本件預金の届出印（以下「本件印章」という。）の印影と同一である。被相続人が相続の開始までに、自己に帰属する本件預貯金等の届出印である本件印章の保管を、自己以外の者に委ねることは通常考え難いところ、実際に、被相続人は本件印章を使用して、平成X年から平成X+3年の間において、本件預貯金等の口座を開設し、本件預貯金等から貯金を払い戻して本件口座に預け入れる等の取引を行っている。これらのことからすると、本件印章は、本件預金を口座開設した日から相続が開始するまで、被相続人が保管していたと認められる。

請求人は、平成X年5月、請求人宅において、被相続人から、被相続人に預けていた本件預金に係る通帳、証書（以下「本件通帳等」という。）及び本件印章の交付を受けた後、請求人宅で保管していたと主張する。しかしながら、被相続人は平成X年5月以降も本件印章を使用して口座の開設及び貯金の払い戻しを行っており、請求人が本件印章を保管していたとは認め難い。また、仮に、請求人宅に本件通帳等及び本件印章が保管されていたとしても、本件預金の出金又は解約の手続は、銀行窓口で行う必要があったところ、銀行窓口において口座を解約する際又は口座からおよそ50万円以上の預金を出金する際には、来訪者の本人確認がなされ、来訪者が口座名義人でなかった場合は、口座名義人の意思を電話で確認することとされているため、本件預金については、被相続人の協力を得ることなくして解約や多額の出金をすることができなかった。そして、現に、被相続人が本件預金を口座開設した日から相続が開始するまで、一度も出金、解約されずにいることからすると、本件預金を請求人が自由に管理及び運用できる状態にあったとは認め難く、本件預金を管理運用していたのは、被相続人であったと認められる。

以上からすれば、本件預金は、被相続人名義である上に、被相続人がその原資を出捐し、口座開設した日から相続が開始するまで、被相続人が管理及び運用していたと認められることから、相続の開始時点において、本件預金は、被相続人に帰属する財産であったと認められる。

したがって、本件預金は、請求人が、被相続人から、相続税法第2条第1項に規定する相続によって取得した財産である。



本件預金は、被相続人名義であり、被相続人が原資を出捐し、口座開設日から相続が開始するまで、被相続人が管理・運用していたことから、相続開始時において、被相続人に帰属する財産であったと認められる。

ポイント



本件通帳等及び本件印章を請求人が所持していたとしても、被相続人なくして本件預金の解約や多額の出金をする事ができず、現に、相続開始日まで、一度も出金及び解約がなされていないのであれば、請求人が預貯金の管理及び運用をしていたことにはならない。

そして、他に本件預金について贈与があったことをうかがわせるような事実がないのであれば、本件預金は、相続開始日において、被相続人に帰属する財産であったと認められることとされました。

相②

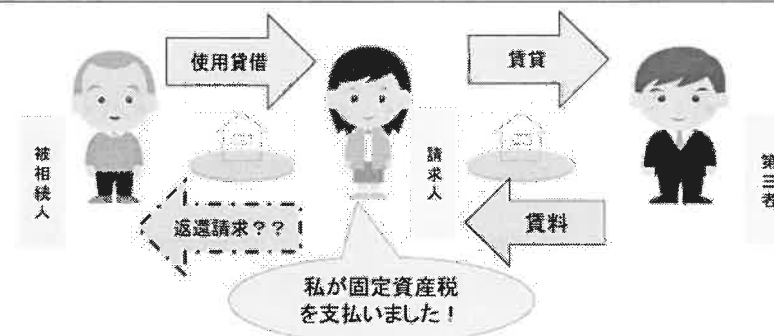
令和6年9月6日裁決

棄却

請求人が使用貸借により使用していた被相続人所有の土地（以下「本件土地」という。）に係る固定資産税を支払っていた場合、当該固定資産税相当額は、被相続人の請求人に対する立替金返還債務に当たらず、相続税の債務控除の対象とはならないと判断された事例

事案の概要

請求人が、相続税の当初申告をした後に、請求人が従前、支払ってきた本件土地に係る固定精算税等（以下「本件固定資産税等」という。）は、本来、被相続人が支払うべきものであり、被相続人の債務であるとして、更正の請求をしたところ、原処分庁が本件固定資産税等を被相続人の債務とは認められないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

**審判所の判断****1 法令解釈**

使用貸借においては、借主がその目的物について費用を支出した場合、それが通常必要費であれば、借主が負担するものとされているため（民法595条《借用物の費用の負担》第1項）、別段の合意がない限り、貸主に支出金額の返還を請求することはできない。そして、不動産の使用貸借の場合、その公租公課は、通常費用に属するものと解するのが相当である（最高裁昭和36年1月27日第二小法廷判決）。

2 判断

請求人は、本件土地について、平成X年度から平成X+10年度までにわたって、本件固定資産税等を負担していたところ、平成X年7月頃に、請求人及び被相続人の間で、本件土地上の建物（以下「本件建物」という。）を法人（以下「本件会社」という。）に賃貸していることに基づく賃料（以下「本件賃料」という。）を請求人名義の預金口座に振り込むこととする旨及び本件会社との間の建物賃貸借契約の契約期間中、本件土地及び本件建物に係る税金等は、請求人が全額支払う旨の各合意（以下「本件合意」という。）が記載された書面（以下「本件書面」という。）が作成されている。この点について、請求人は、本件書面は、請求人が本件固定資産税等を負担することを約束したのではなく、本件賃料を被相続人の長男（以下「長男」という。）に奪われないように作成したものに基づき、本件合意は無効である旨を主張するので、本件合意の成立を妨げる特別な事情があるかどうかを検討する。

被相続人は、本件会社に対し、本件合意以降、本件賃料の振込先を請求人名義の普通預金口座（以下「本件口座」という。）に変更する旨の届出等を行っており、平成X+2年中のある1か月間を除き、本件賃料が本件口座に振り込まれることとなった。

請求人は、平成X年から平成X+10年までの11年間にわたって、市に対して直接支払うか、又は、被相続人に対して支払うことにより、本件土地についての本件固定資産税等相当額を負担した。そして、被相続人が請求人に対し、請求人が負担した本件固定資産税額相当額を返還した形跡はなく、11年間にわたって請求人が本件固定資産税等相当額を負担したままの状況であった。

本件合意の内容は、請求人が、本件会社から、本件建物に係る本件賃料を受け取ることを被相続人が認める見返りとして、本件土地の固定資産税額相当額を請求人が負担するというものである。そして、本件賃料の額は本件固定資産税等の額を超過している。

以上のとおり、本件書面に記載された本件合意は、請求人の利益に資するものであり、その内容にも一定の合理性がある上、請求人は、本件書面が作成された後、本件合意が成立していることを前提とした行動を執っていたのであるから、本件においては、本件書面によって本件合意がされたとの認定を阻害する特段の事情があるということとはできない。したがって、請求人と被相続人との間では、本件書面に記載のとおり、本件合意が成立したものと認められる。

なお、請求人と被相続人との間における本件土地に係る貸借関係が使用貸借契約であることについては、請求人も自認している。請求人と被相続人の間で、通常必要費の負担に関して、民法第595条第1項と異なる合意を行ったことを認めるに足りる証拠は存在しないのであるから、本件土地の使用借主である請求人が本件固定資産税等相当額を負担したとしても、請求人は、貸主である被相続人には求償し得ないことになる。

したがって、被相続人が、請求人に対し、本件固定資産税等相当額の立替金返還債務を負っていたとは認められないから、当該債務は、本件相続税の課税価格の計算上、控除される債務とならず、当初申告書の提出により納付すべき税額が過大となっているとは認められないから、請求人のした更正の請求は、通則法第23条第1項第1号による更正の請求ができる場合に該当しない。



請求人は、本件固定資産税等相当額を負担したとしても、被相続人に求償し得ず、被相続人の債務とは認められない。



ポイント

本事案では、請求人が本件土地に係る固定資産税額等を全額支払う旨の合意が書面で作成されていることについて、書面作成の目的が別にあつたとしても、本件合意が請求人の利益に資するものであり、その内容にも一定の合理性があり、請求人自身も本件合意が成立していることを前提とした行動を執っている場合であれば、その書面作成の目的は本件合意の成立を妨げる特段の事情にあたらないとされました。

なお、使用貸借において、目的物の通常必要費は借主の負担となり、目的物が土地等の不動産の場合、その不動産に掛かる固定資産税等の租税公課は通常必要費に含まれるため、借主が固定資産税額を支払っている場合でも、その金額を不動産の貸主に返還する必要はありません。本事案のように、本件土地を使用貸借している請求人が本件固定資産税等相当額を負担している場合は、被相続人は請求人に対し立替金返還債務を負う余地はないとされました。

